

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

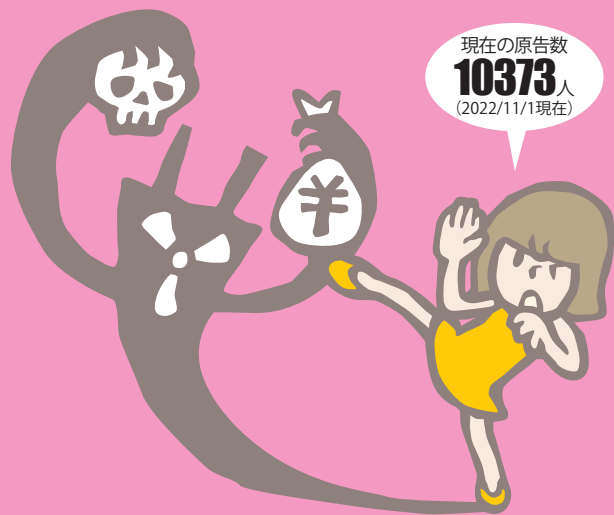
発行元

「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2022.Nov

Vol.40

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第40回 回頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

前回5月の裁判で、私たちはロシアのウクライナへの武力攻撃で原発への武力攻撃が行われており、一歩間違えば大変な事態が発生すること、日本の原発は武力攻撃に対する安全性を全く備えていないことを主張しました。狭い国土で原発に依存すればその

危険性が増すことは明白です。ところが、岸田首相は8月、脱炭素を議論する会議で、原発再稼働、原発新增設、次世代型原発の開発、運転期間20年延長等の検討を指示し、「原発回帰」の姿勢を鮮明にしました。これより先、原発事故被害者がその救済を求める民事訴訟の上告審で、最高裁は不可解な理由で国の責任を否定しています。そこで国の責任を認めていたならば、岸田首相の態度表明はあり得なかつただろうと思うと最高裁は極めて政治的です。

第40回裁判には、妊娠中で4人の子どもの母親、子どもへの影響を心配して名古屋へ自主避難した岡本早苗さんが、新規原告を代表して意見陳述を行いました。不当な最高裁判決を乗り越える岡本さんたちの戦いと協力しながら、私たちの裁判はこれから佳境に入っていきます。共に頑張って行きましょう!

第40回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



今回、原告側から準備書面88~91を提出しました。88は、上岡直見氏の意見書をもとに、原子力防災指針が不合理であること、及び、避難場所に到着するまでに限っても具体的に様々な困難があり玄海原発の避難計画は実効性がないことを主張しました。89では、九電が主張する「安全余裕がある」との主張は、不確実な要素を考慮した場合の純粋な余裕を意味していないと批判しました。90では、水蒸気爆発の危険性について、新たな

PULiMS実験の知見を用いて主張を補充しました。91では、火山噴火での危険性について、“現代の火山学では正確な噴火の予測ができないこと等の知見が火山ガイドには適切に反映されていないこと、及び、国の巨大噴火以外の噴火の規模の想定が誤りである”ことを主張しました。

他方国は、地震について熊本地震の繰り返し地震は基準地震動を超える地震の繰り返しの根拠とはならないこと等、火山について火山灰濃度推定手法の変更によって設計基準を満たさなくなったということはないなどと反論してきました。

目次

Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント…………… 1
第40回意見陳述書(岡本早苗さん)…………… 2-5

私たちがたたくは終わらない!…………… 6
団長コラム&新加入弁護士紹介…………… 7
今後の日程等…………… 8

意見陳述



「だまっちゃおれん!原発事故人権侵害訴訟愛知・岐阜」原告団長 岡本 早苗さん

1 はじめに

私は、福島第一原子力発電所事故(以下原発事故といいます。)による被ばくの影響を避けるため、4人の子どもを連れて福島県伊達市(福島第一原子力発電所から約60km)から名古屋市へ避難した岡本です。当時、妊娠がわかったばかりの3か月の胎児もお腹にいました。

現在、名古屋高裁で国と東京電力を被告として、「だまっちゃおれん!原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜」の裁判をしております。原発事故の一被害者として、私たちと同じ思いを誰一人としてさせたく無い、二度と同じ被害者を生まないために、原発事故の被害を知っていただきたく意見陳述をします。

2 福島原発事故前の暮らし

私は、元々、名古屋市出身で、大自然があるとは決して呼べない地域で育ちましたが、両親が、毎週のように山や川に連れていってくれたおかげで、自然児のように育てられました。

子ども時代のように自然豊かな環境で子育てをしたいと思っていたところ、夫婦で福島を訪れる機会があり、雄大な自然や人々の温かさなどにひかれました。そして、福島で暮らしたいとの思いが年々強くなっていきました。

夫もその思いを理解し、転勤願いを出してくれました。そして、2008年3月、福島への移住が叶ったのです。当時、子どもは4歳、2歳、生後2か月でした。

福島での生活は、想像をはるかに超えて有意義で、名古屋での急かされていた生活とは無縁でした。自然に囲まれ、自宅で山菜をとり、隣近所の農家からは野菜をいただき、時々出没する野ウサギやタヌキ(時には熊も!)に親しむ生活。自然と確かに共生している感覚がありました。福島に移り住ん

でから2年目の冬には、三女が生まれました。

子ども達も幼稚園で楽しく過ごし、笑顔で帰宅してくれたので、この選択は間違っていなかったと、私も一緒に幼稚園ライフを楽しみました。

幼稚園では、保護者が委員会に所属して運営して行くというスタイルで、私は3年目は芋煮会委員になりました。

園庭でかまどを作り、芋煮を作って、食べるという楽しい行事。新参者の私は、早く福島の人間になりたいと張り切り、出来ることは何でも引き受けました。その結果、「これなら来年も芋煮会委員やりたい」、「岡本さん、来年は委員長をお願いします」、「あなたは本当に名古屋の人?福島の人でしょう?」などと、涙が出るほど嬉しい言葉をもらいました。

2010年12月ころには、翌年の卒園生の謝恩会の司会をぜひやって欲しいとのことで、毎日夕飯の支度をしながら司会の練習をしていました。子どもたちからは「お母さん、福島の人みたいだね」と笑顔で言ってもらえて、「この土地で楽しく子育てをしていこう!」、そんな風に思っていました。

夫の仕事の手伝いも、私はやりがいを感じていました。

夫は、企業の社員研修等をする施設で働いていました。私は、その施設で、挨拶や掃除、お茶出しなどを手伝っていましたが、研修に来られる方々に笑顔になってもらえることで、自分の生きがいとなる仕事に出会ったような気持ちになっていました。いつか、夫と同じ職場で働きながら東北の皆さんの心の拠り所になればと考えていました。

3 避難生活

2011年3月、私は5人目の子どもを妊娠しており、9日に母子手帳をもらったばかりでした。

そして11日、原発事故が起きました。

私は、原発事故に遭遇して初めて福島に原発があると知ったほどですから、放射能の危険性については全く理解していませんでした。

事故直後、切迫した声で電話をかけてきた兄に言われるがまま、インターネットでチェルノブイリ原発事故を調べました。そこには、出生児にはチェルノブイリハートと呼ばれる心臓に疾患を持って生まれてくる子があったと記載されていました。

次女がお腹の中にいた時に、心臓に穴があるかもしれないと言われた事があり、当時の恐怖が頭をよぎりました。そして、お腹の子どもに影響が出るということは、今いる子ども達の健康にも影響が出るのではないかと思いました。

その日、職場から帰った夫と話し合い、子ども達の命と健康を守るためにすぐに避難するしかないとの決断に至りました。

夫はすぐには職場から離れられなかったのですが、まず私と子ども達だけが3月15日に山形の知人宅へ避難し、1週間後の22日に名古屋の妹の家に避難しました。

子どもたちの生活用品もおもちゃも持たないままの避難でした。当時、放射能の影響で配送業者が汚染地区に入れなかったため、福島からの配送はしてもらえず、夫も仕事で多忙だったので、荷物を持ってきてもらうこともできませんでした。だからと言って、生活の目途がつかないのに、物をすぐに買いそろえることもできませんでした。

甥っ子と我が子のおもちゃの取り合いが頻回になった時、「今度買ってあげる」と私が言うと、妹から「福島にあるのに勿体無い」と言われました。私たち避難者は我慢しながら細々と暮らさなきゃいけない、今を楽しく過ごすこともできないのかと心が苦しくなりました。

そんな思いが避難生活を送る上で毎日繰り返され、心身共に疲弊していきました。

ストレスや疲れからか、子ども達が次々と病気になり、5月には長男が川崎病になって入院しました。福島であれば子ども医療費の補助が出るので、無料で済みました。けれども、名古屋では、居住地で

はないことから補助は出ず、全額負担でした。何度も病院や役所の窓口で、子どもの将来の健康のために避難してきていることを訴えましたが、どこでも「避難指示区域外なので」と突き返されました。悩んだ挙句住民票を名古屋へ移す事にしました。本当に苦しくて、悔しくて泣きそうになるのを我慢したのが今でも強く記憶に残っています。

6月上旬、精神的に壊れていた私は夫に“避難か離婚どちらかを選んで欲しい”と伝えました。夫は避難を選び、仕事を辞めて名古屋へと出てきました。

夫が出てきた日、私たちは行く当てもなく妹宅をあとにし、夫と合流しました。「今日泊まる場所がない」と言った私に、夫は「じゃあ、どうするの」と尋ねました。それで私は気持ちがプツンと切れました。車から飛び出し、歩き始めたところまでは覚えています。その夜の記憶はありません。翌朝はホテルにいたので、おそらく夫が連れ戻したのでしょう。

翌日には、住宅支援がないかと区役所に駆け込みました。

やはり、窓口では「避難指示区域外だから」とあっさり住宅支援を断られました。それでも窓口にすがりついていたところに、ちょうど課長が通りかかり、支援対象が広がったので私たちも支援を受けられることを教えてくれました。制度が周知されていない中、あの時、課長が通りかかってくれなかったら、今どうなっていたかわかりません。

支援を受けて住むことになったのは3DKの公営住宅で、ここには約8か月住みました。

すぐに住める住宅をとということで選択の余地はなく、一番上の子どもは再び転校しなければなりません。

福島では広い家に住んでいたのが、この住宅では3部屋のうち2部屋が荷物で埋まり、ダイニングと4畳半の部屋で家族6人が暮らすこととなりました。手を伸ばせば他の家族に触れる距離で、心を癒すことができず、その後2～3か月の記憶はぼんやりしています。

覚えているのは、自分を責め続けたことです。幻聴もありました。4人の子育てもままならないのに、心臓に疾患を持って生まれてくるかもしれない子

を育てられるのか。お腹にいる子になぜ産んだのかと言われるのではないかと。もっと我慢して、もっと上手に子育てができれば、夫は仕事を辞めずにすんだのではないかと。

生きている事すら無意味に感じられて、無気力状態で夜の町を徘徊したことも何度もありました。毎日の様に死にたいと思いましたし、いつその夢みんなで死んでしまえたらとすら思いました。

2011年7月に近所で避難者交流会が開催され、夫に背中を押されて参加しました。そこで新生児を抱えて避難した方と出会い、涙を流しながら語り合いました。

私だけでなく、避難者それぞれ苦しい思いでここまで来ていたんだと知りました。

そこから少しずつ、昼間、子どもの迎えなど無理やりにでも外に出る様になりました。

9月16日には5番目の息子を産みました。それまでの出産では初めてかける言葉は「生まれて来てくれてありがとう」でしたが、5番目の息子を産んでかけた言葉は「ごめんね」です。あなたの命を危険に晒したことも、原発事故による被ばくをさせてしまったことも、こんな社会に産んでしまったことすべてに対して、「ごめんね」と言う言葉になりました。

5番目の子を出産してから、少しずつ人間らしい生活を取り戻していきました。

周りの避難者に目を向ける余裕が出ると、まだ真っ暗闇の中で生活をしていて、避難者交流会以外、外に出ることもできない方や、福島弁を揶揄されたり、お子さんがいじめにあったり、被災者だからお金をたくさん貰っているのだろうと言われてたりと、理不尽なことがあると聞きました。

私自身も、ゴミ捨てで顔を合わせただけの近所の方から「原発事故でたくさんお金をもらっているんでしょ」とか、新品の服を着ているだけで「義援金で買ったんでしょ」などと言われたことがあります。監視されているようで、特に最初の1年は、外食しないように、買い物をしていないようにとコソコソしていました。

「避難者に責任はないのに、なぜ国は避難者を、

被害者を救わないのか」「なぜ東電はあんなに大きな事故が起きたのに少ない賠償で良いのだろうか」そんな疑問から、段々と憤りを感じるようになり、2013年、国と東京電力を被告とした集団訴訟の原告に名を連ねました。私はそれまで訴訟などした事はありません。ましてや集団訴訟や国賠訴訟に自分が関わるなど想像もしていませんでした。けれども、国や東電の原発事故への不誠実な対応を正すために、私は、提訴をするしかなかったのです。

4 被ばくを避ける権利について

私は、2016年に乳がんを発症しました。

名古屋地裁での原発裁判を通じて、私は、被ばくが人体にもたらす影響の学びを深めていました。だから、癌になる苦しさは理解していたつもりでしたが、自分の身に降りかかってその苦しさを現実のものとして体感しました。

一部切除のうえ放射線治療をすることも医師からは提案されましたが、これ以上被ばくしたくないことから、悩みに悩んだ末に、右乳房全摘手術を受け、抗がん剤治療を行うことを選択しました。

2020年4月、乳がんの再発がわかり、医師から改めて放射線治療を勧められました。抵抗する私に、医師は「どうしても気になるなら持ち帰って考えてみてもいいですよ」と仰いました。悔しくて病院で大泣きしましたが、放射線治療を選択することにしました。

この経験を通じて、改めて、原発事故によって、被ばくを避ける権利が侵害されたのだと実感しました。

私は、治療を進めるにあたり、放射線治療を行うかどうか、自分で選択しました。でも、原発事故では、被ばくするかどうか持ち帰って考える事はさせてもらえません。医療の世界では放射能は厳重に管理され、被ばくは制限されるのに、原発事故だと管理区域相当の汚染地域でも人が住めるとされ、そこで暮らす人は知ると知らざるとを問わず被ばくを強いられます。それが嫌ならすべてを捨てて避難するかしか選択肢がありません。

こんな人権侵害許されていいのでしょうか。

5 最後に

私が奪われたのは福島で生き、阿武隈川は今日も綺麗だなとか、今年も白鳥が飛来しているとか、タラの芽たくさんできて食べ切れないから御近所さんにとってくださいねーって言わなきゃねとか、空気を感じ、空を眺め、自然を感じていたそんな生活です。

福島で得た全てのことは私にとって血となり肉となり、感性となっています。いつかそれを、私達を優しく受け入れてくださった福島へ、東北の皆様へ恩返しをしていくことが私にとって生きるということでした。それは原発事故により突然断ち切られました。

こんな被害を受けるのは私たちで終わりにして欲しいのです。

佐賀地裁の裁判官の皆さんにも、原告側・被告側の代理人にも、傍聴に集まってくくださった方々にも、私が経験した身を引きちぎられるような苦しい思いは誰一人にもさせたくありません。

今年6月17日に最高裁で出された判決では、“想定外”だから、事故を防げず、被害も防げずとも、国には責任はない、という判断が示されました。たくさんの方が苦しい思いをし、大きな被害を受けるのに、「想定外で防げないから仕方ない」のであれば、原発は存在を許されません。

裁判官の皆さんには玄海原発の運転を差止める判断をしていただくよう心より切望いたします。お聴きいただきありがとうございました。



原発新設に消費者が費用の負担案

経産省は9月16日、原発を含む発電所の新規建設を促すため、支援策を導入する方針を審議会に示しました。政府は原発新設を後押ししたい考えで、広く消費者が原発建設を下支えする制度となる可能性もでてきています。

この制度は電力会社が脱炭素に対応した発電所をつくる場合に、複数年にわたる収入を保証するもので、応募した会社の中から選ぶこととなっています。支援に必要なお金は、電気の小売会社などから集め、支払期間は20年を想定しています。家庭などの電気の利用者が小売会社に電気代を払っており、電気利用者が支える仕組みとなっています。

(2022.9.16付け毎日新聞より抜粋)

私たちの たたかいは 終わらない！

生業訴訟最高裁判決

「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発訴訟弁護団事務局長

弁護士 馬奈木巖太郎

6月17日、最高裁は、生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の4訴訟について、国の法的責任はないとする判決を言い渡しました。

多数意見は、対策しても浸水を避けられなかったらから責任はないというものでした。事故前に予見できたか、信頼できる警告があったかといった最大の争点をスルーした内容の薄い判決となっています。

また、事故前の運用を検証せず、所与のものとし、その運用から想定される対策を仮定し(1つめの仮定)、その対策では事故を回避できないと仮定し(2つめの仮定)、結果は変わらないから責任なしとするもので、責任を否定する方向で仮定に仮定を重ねています。私たちが求めていた事故前の運用が法令に照らして適切だったのかという点には何の検討も加えず、無条件に前提としています。これでは事故から何の教訓も得られません。

危ないと感じるべき瞬間があったのでは？ 警告があったのでは？

対策を取らなければならず、取っていたら事故を回避できたのでは？ こういった検討を積み重ねて、各地の裁判は国の責任の有無を判断してきました。今回の判決は、各地の裁判の営為に対する敬意を全く払っておらず、何より原告の求めたものに真正面から向き合うことをしない、まさに肩透かし判

決でした。

一方で、今回の判決には三浦裁判官の反対意見がつけました。反対意見こそ私たちが求めていたもので、本来、これが最高裁判決となるべきでした。

最高裁では、各裁判官が個別の意見を述べる場合がありますが、通常は何らかの論点についてだけ意見を述べるどころ、反対意見は、判決の体裁になっています。極めて異例です。これは、自分が少数派となったものの、多数意見の判断のありように、どうしても許せないものがあり、裁判官としての意地をみせ、後続の訴訟に託したメッセージではないかと想像されます。この想いを受け止める必要があります。

3対1の判決となりましたが、この1があったことは貴重な成果です。この1を多数意見にすることが当面の課題となります。その際、強調したいのは、今回の判決は、国の主張を認めて、国に責任がないと判断したわけではないということです。

最高裁判決が出されたことで、ボールは社会に投げ返されました。

被害は防げない、国にも東電にも責任はない、それでも私たちは原発を続けますか？—— そうあってはならないと、反対意見を「社会通念」にしなければなりません。私たちのたたかいは続きます。



世界に原告を募る裁判の闘いへ!

NO NUKES
NO PEACE

世界は今、米国に代表される欧米先進国に対して、新興国(露・中・印・中南米・南アフリカ)と多くの発展途上国が対抗する情勢にあります。しかし、それは国としての構造であり、国民はまた異なる思いを持つこともあり、国を越えて共感し共同できる素地はあります(例えば、ロシアによるウクライナ侵略に対して反対を表明しているロシアの個人が少なからずいることが最近明らかになってきました)。

日本はヒロシマとナガサキ(1945年)の二度の原爆被災に加え、フクシマ(2011年)の原発被災を経験しています。

私たち日本人はこのような三度にもわたる核に

よる被ばくの経験を持つ者として、原発と核兵器の廃絶を世界に向けて発信する責務があるのではないのでしょうか。

そこで日本国民が『原発・核兵器なくそう!ノーモア・フクシマ訴訟』を提案し、世界に向けて裁判の原告を募る闘いを提案してはどうかと考えます。国内法によるか国際法に則ったものとするか、あるいは各国の法律を結集したものとするか、そこはいろいろな方策があると思います。知恵を結集して、この二つの巨大で人工的な災厄を日本から、そして世界から葬り去る運動を世界と連携して展開しようではありませんか!

New
Face

弁護団への新加入弁護士紹介

服部 友祐さん



はじめまして、弁護士の服部友祐(はっとりゆうすけ)と申します。令和4年5月に佐賀中央法律事務所に入所し、同年8月頃に九州玄海訴訟弁護団に加入させて頂きました。現在は、同事務所の東島弁護士と共に、子どもの甲状腺がんの問題を扱っています。

この九州玄海訴訟は、私にとって他人事には感じられません。なぜなら、佐賀県は、私の生まれ育った地であるとともに、私の家は代々農業(米作)を営んでいる関係上、生業の地でもある

からです。仮に原発事故が生じたとき、私の暮らしは大きな影響を受けることとなります。

本件訴訟は、提訴から10年以上が経過しており、非常に長い戦いとなっていますが、これまで訴訟に携わってこられた方々の熱意にはただただ感服するばかりです。これからは、私も、一弁護士として一当事者と

して、皆さんと共にこの問題に立ち向かっていきたいと思っています。

次回予告

次回の裁判での主張予定

- ① 原発稼働による
白血病罹患の危険性
- ② 福島第1原発事故による
子どもの甲状腺がんの増加について
- ③ 汚染水の海洋放出にみる
原発の取り返しのつかない危険性について



今後の日程



第42陣追加提訴のご案内

2022年 11月24日(木)
13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは11月18日(金)午前

第43陣追加提訴のご案内

2023年 3月30日(木)
13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは3月24日(金)午前

第41回裁判のご案内

2022年 12月23日(金)
13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

第42回裁判のご案内

2023年 4月28日(金)
13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2022年11月20日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123